

多久市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第19号

多久市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

多久市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年多久市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「又は1時間」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は15分を単位とすることができる。

第12条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、1日未満の端数があるときは、これをそのまま繰り越すものとする。

第13条第2項中「別表第7」を「別表第6」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

	事由	期間
1	選挙権その他公民としての権利を行使するとき。	その都度必要と認められる日又は時間
2	裁判員・証人・鑑定人等として官	その都度必要と認められる日又

	公署等に出頭するとき。	は時間
3	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のために配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認められる日又は時間
4	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）により交通の制限又は遮断されたとき。	その都度必要と認められる日又は時間
5	天災地変その他の非常災害により交通が遮断されたとき。	その都度必要と認められる日又は時間
6	天災地変その他の非常災害により会計年度任用職員の現住居が滅失又は破壊されたとき。	7日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
7	交通機関の事故その他やむを得ない事由に基づく事故によるとき。	その都度必要と認められる日又は時間
8	会計年度任用職員の出産のとき。	医師又は助産師の証明書等に基づき、出産の予定日前8週間（多児妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から出産の日後8週間に当たる日までの期

		間内においてあらかじめ必要と認める期間
9	生後満1年に達しない子を育てている会計年度任用職員がその子を保育するために請求したとき。	1日につき、2回を超えず、かつ、合計1時間30分を超えない範囲内の時間
10	次に掲げる者が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の看護等（多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年多久市規則第1号。以下「職員勤務時間規則」という。）別表第2の10の項に規定する看護等をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 （1） 1週間の勤務日が3日以上とされているパートタイム会計年度任用職員 （2） 週以外の期間によって勤務日が定められているパートタイム会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者 （3） フルタイム会計年度任用職員	1の年度において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内の期間
11	10の（1）から（3）までのいずれかに該当するものが条例第1	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあって

	<p>5 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護及び要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>は、10 日）を超えない範囲内の期間</p>
1 2	<p>10 の(1)から(3)までのいずれかに該当するものが不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>1 の年度において5 日（不妊治療として行われる体外受精若しくは顕微授精又は不育症に対する治療として行われるヘパリン療法を受ける場合にあっては、10 日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
1 3	<p>忌引のとき。</p>	<p>職員勤務時間規則別表第 2 付表に定める期間を超えない範囲内で必要と認める期間</p>
1 4	<p>会計年度任用職員が結婚するとき。</p>	<p>7 日を超えない範囲内で必要と認める期間</p>
1 5	<p>夏季休暇</p>	<p>(1) パートタイム会計年度任用職員 1 週間の勤務日数又は1 年間の勤務日数に応じ、別表第 4 に定める期間 (2) フルタイム会計年度任用職員 5 日（6 月 1 日から</p>

		10月31日までの期間)
16	10の(1)から(3)までのいずれかに該当するものの妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産するとき。	出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
17	10の(1)から(3)までのいずれかに該当するものの妻が出産する場合で、その出産予定日の6週間前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間に当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日の範囲内の期間
18	会計年度任用職員が公務によらない負傷又は疾病にかかり勤務することができないとき。	1の年度において医師の証明書等に基づき、次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間 (1) パートタイム会計年度任用職員 1週間の勤務日数又は1年間の勤務日数に応じ、別表第5に定める期間 (2) フルタイム会計年度任用職員 10日

別表第4を削り、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とし、別表

第7を別表第6とし、同表を次のように改める。

別表第6（第13条関係）

	事由	期間
1	生理のため勤務することが著しく困難である女子の会計年度任用職員の生理日のとき。	その都度必要と認める日又は時間。ただし、2日を超えることができない。
2	妊娠中又は産後1年以内の女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるとき。	妊娠6月末（1月は28日として計算する。以下同じ。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月末までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
3	妊娠中の女子の会計年度任用職員がつわりのため勤務することが著しく困難であるとき。	その都度必要と認める日又は時間。ただし、7日を超えることができない。
4	会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認めら	医師の証明書等に基づき必要と認められる期間

	れるとき。	
--	-------	--

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。